

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱（令和元年佐市地政第338号） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 (補助対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 常勤で、かつ、雇用期間の定めのない又は1年以上の雇用期間の定めのある職に就いている者であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 平成27年4月以降に就労した者であって、就労した日から起算して遡り2年を経過する日の前日の属する月の前月までに大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第125条に規定する専門課程に限る。）を卒業したものであること。</p> <p>イ 略</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、継続申請（前年度以前にこの要綱に係る補助金</p>	<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 (補助対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 常勤で、かつ、雇用期間の定めのない若しくは1年以上の雇用期間の定めのある職に就いている者又は個人事業者であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 平成27年4月以降に就労又は開業した者であって、就労又は開業した日から起算して遡り2年を経過する日の前日の属する月の前月までに大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第125条に規定する専門課程に限る。）を卒業したものであること。</p> <p>イ 略</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、継続申請（前年度以前にこの要綱に係る補助金</p>

を受給している者が、現年度においてこの要綱に係る補助金の申請を行うことをいう。)の場合にあつては、第1号及び第2号の書類は、添付を要しない。

(1) 略

(2) 第2条第1号イに該当する者にあつては、住民票の除票又は戸籍の附票その他の本市へ転入する直前に1年以上市外に居住していたことが確認できる書類(公的機関が発行したものに限る。)

(3)・(4) 略

(5) 就労証明書(様式第2号)

(6) 略

を受給している者が、現年度においてこの要綱に係る補助金の申請を行うことをいう。)の場合にあつては、第1号及び第2号の書類は、添付を要しない。

(1) 略

(2) 第2条第1号イに該当する者にあつては、住民票の除票、戸籍の附票その他の本市へ転入する直前に1年以上市外に居住していたことが確認できる書類(公的機関が発行したものに限る。)

(3)・(4) 略

(5) 就労証明書(様式第2号)(個人事業者にあつては、開業届出済証明書)

(6) 略